

2017年2月9日

一般社団法人いしかり市民風力発電

代表理事 羽田美智代 様

一般社団法人グリーンファンド石狩

代表理事 鈴木 亨 様

NPO 法人北海道グリーンファンド

理事長 鈴木 亨 様

一般社団法人北海道自然保護協会

会長 在田 一則

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田 秀子

銭函海岸の自然を守る会

代表 後藤 言行

貴社風力発電施設による被害者への対応について

12月20日はお忙しいところお時間をいただきありがとうございます。

私たちの「いしかり市民風力発電所及び市民風力発電所・石狩発電所の夜間運転停止と風車回転速度の低減を求める申し入れ」に対するご回答を12月27日に受け取りました。

私たちは、今回の申し入れを機会に、貴社の「いしかり市民風力発電所」(石狩市新港中央3：出力1,650kW、1基)および「市民風力発電所・石狩発電所」(石狩市新港南3：出力1,500kWと1,650kWの2基)の運用の改善について話し合い、風車による健康被害者の生活環境をできるだけ改善することになればと期待していました。

しかし、いただいた回答内容は、「申し入れの内容を含めて、引き続き検討致します。」「申し入れ事項の重要性は理解しております、貴重な参考資料とさせていただく所存」など、申し入れに対する具体的回答がなく、私たちとしては全く「中身のない回答」と言わざるを得ません。

一方、被害者の風車による健康被害は、風車が回っている限り時々刻々と続き、11年余りの長きにわたる影響は積算しており、被害者の健康被害軽減は待ったなしです。目眩やふらつきのため、住宅内を移動する時は物につかまらなければならないこともあると聞いております。静岡県東伊豆町や和歌山県由良町では、長期間、風車の騒音や低周波音・超低周波音に暴露されていた被害者の死亡が伝えられています。被害軽減の対応は、速やかに実行されなければならない状況と考えます。

つきましては、下記の点について、より具体的にお話し、貴社の対応をお聞きするとと

もに、被害者の健康被害の緩和について真摯な話し合いをしたいと思います。

なお、12月20日もそうでしたが、被害者から実名の使用は差し控えてほしいという要望があるため、話し合いの中で実名を出さないことについてご了承願います。

1. 「回答」によると、貴社は被害者の存在を認識しているように思われますが、被害の実態をどのようにお考えでしょうか。
2. 私たちの被害者への聞き取り調査によると、通院や出張等で風車から離れると被害症状がなくなるので、風車の稼働と被害者の症状に因果関係があると考えられますが、この点についてどのような見解をお持ちでしょうか。
3. 前回示した低周波音および超低周波音の測定結果は被害者の健康被害が風車によるものであるということを強く示していると、私たちは考えていますが、貴社はどのようにお考えでしょうか。また、それらの測定結果は、2016年7月7日の深夜2時22分に耳鳴りで目覚め、2時59分から10分間の測定によって得たものです。この時間帯での、貴社の風力発電機3基はどの程度の出力だったでしょうか。当時の稼働状況がわかる資料をお示し下さい。当時の気象状況（風向、風速）と風車回転数のデータもご提示下さい。
4. 放水路沿い3基の風車の内、定格回転数が多い真ん中の風車のみが回っている時においても、被害者宅には、前回添付したと同程度の音圧レベルの低周波音と超低周波音が届いており、風車との距離が1km弱あっても健康被害が発生することを意味します。この距離での音圧レベルで被害が生じているという状況は、石狩放水路中央風車と定格出力と回転数が同じ東伊豆風車による被害の発生状況と同等であり、東伊豆での対応（夜間停止など）が石狩放水路風車でも必要です。更には、東伊豆での対応でも未だ3割の人が被害を訴えている事を考えれば、予防原則の視点で、3基すべてに、夜間の運転停止、昼間の減速運転が必要です。3基に対する厳格な対応を求めます。
5. 貴社は、石狩市に対し、私たちの申し入れについて伝えましたか。伝えたとすれば、いつ、だれに、どのように伝えましたか。
6. 被害者の健康被害を軽減するにはどうしたら良いのか、具体的な対策をお示し下さい。
7. 被害者が出ている現状において、さらに新たな風力発電施設を建設するのは、原子力発電所事故の原因が未だに不明で、また被害者救済が十分でない現状で原発を再稼働することと同じ論理であり、全く納得できません。貴社の新事業の環境影響評価準備書への知事意見では、広範な健康被害が予測されるとして大幅な規模縮小を求めていました。新事業について健康被害が出ないという納得できる根拠を示してください。

以上についての話し合いに応じていただきたく、出来るだけ早い時期（2月21日～3月3日の間で）に2回目の話し合いを設定すべく、ご都合の良い日時をお知らせください。なお、ご返答は2月16日までに、北海道自然保護協会へ文書でお知らせください。